

今月のトピックス

令和2年9月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定について

令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更になり、従前の標準報酬月額の上限等級(31級 62万円)の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】

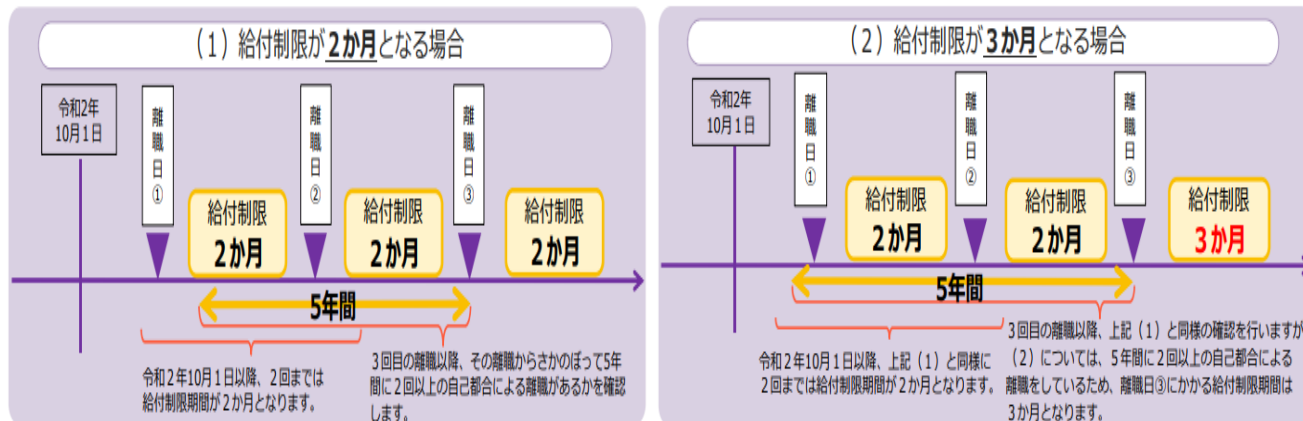
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

【決定通知書の送付について】

厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、**令和2年9月下旬以降**に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」郵送されます。標準報酬月額の改定に際して、事業主及び船舶所有者からの届出は不要です。**通知書が届きましたら弊社事務所にもご一報ください。**

失業等給付の「給付制限期間」が2ヶ月に短縮されます～令和2年10月1日から適用～

令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。



※ 自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります

※上記内容につきまして、ご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。